

総合職試験最終合格者の意向届の提出について

総合職試験に最終合格した方については、最終合格者の発表後、以下の1～5に該当する場合に、インターネット(人事院ホームページ内の「意向届オンラインシステム窓口」)より意向届を提出してください。(インターネットのアクセス環境が整っていない等の理由により、意向届オンラインシステム窓口から意向届の提出ができない特段の事情がある場合には、下記連絡先まで御相談ください。)

※ 「意向届」は、採用候補者名簿の管理及び採用候補者の意向確認等に関する事務に使用するものです。記入された個人情報、個人情報保護法に基づき、適正に管理されます。

1 総合職試験からの採用(内定・内々定)が決定した場合

各府省等の採用が内定(内々定)した場合は、採用予定時期及び府省等名を入力し、直ちに提出してください。

2 今後の採用を希望しない場合(他の就職先が内定したことによる辞退等)

次に掲げる理由で今後の採用を希望しない場合は、必要事項を入力し、内定受諾又はその他の事情が生じた後、直ちに提出してください。

(1) 総合職試験以外の試験等により、国の機関の採用内定を受諾した場合

(2) 地方公共団体、国立大学法人、民間企業等の採用内定を受諾した場合

(3) (1)又は(2)以外の理由(志望府省の内定が得られなかった等)で、総合職試験からの採用を今後希望しない場合

※ 「今後の採用は希望しない」と提出しても、名簿有効期間内は名簿から削除されることはありません。提出後、やはり国家公務員として働きたい場合は、下記の「4 引き続き採用を希望する場合」の意向届を提出してください。

3 採用希望年度を変更する場合

以下のいずれかにより、すでに申し出ている採用希望年度から変更がある場合は、必要事項(変更理由等)を入力し、直ちに提出してください。

(1) 総合職試験の第2次試験(人物試験)時に提出した「採用志望カード」

(2) 第1次試験合格後にパーソナルレコードから登録した「採用志望情報」

(2023年度総合職試験(大卒程度)教養区分から運用)

(3) 過去に提出した「意向届」

※ 変更がない場合は、提出の必要はありません。

4 引き続き採用を希望する場合

各府省等の採用内定を得ることができず、引き続き採用を希望する場合は、必要事項を入力し、以下の提出時期に従って必ず提出してください。「意向届」の提出がないと、採用希望者として各府省等へ紹介することはできません。また、前回提出した内容と変更がない場合も、必ず提出時期に従って提出してください。

※ 採用希望年度を延期していた方で、官庁訪問の結果、採用(内定)を得られず引き続き官庁訪問を行う場合は、こちらにより必ず提出してください。

	提出時期	
	第1回目	第2回目以降
春に実施された総合職試験合格者	最終合格後、最初の10月2日	1月1日以降3か月ごと(4月1日、7月1日、10月1日、1月1日)
秋以降に実施された総合職試験(大卒程度)教養区分合格者	最終合格後、最初の1月1日	4月1日以降3か月ごと(7月1日、10月1日、1月1日、4月1日)

5 連絡先を変更する場合

住所又は電話番号を変更した場合は、新しい連絡先を「基本情報共通項目」の該当欄に入力し、直ちに提出してください。

以 上

担当: 人事院人材局企画課任用班
電話: 03-3581-5311(内線2315)